

特集 消費税増税対策は、お早めに

9月30日までの契約だと5%のままです

消費税の引き上げが法律の上では確定しています。平成26年4月1日から8%、平成27年4月1日から10%に引き上げられます。太陽光発電の設置を予定されている方は早めの対策が必要となります。

具体的には平成25年9月30日より前に太陽発電工事の契約を結んでおくと、完成引き渡し日が消費税変更の施行日(平成26年4月1日)を過ぎてても消費税等相当額(以下消費税)は5%のままとなります。

契約期間中において一度契約を破棄して変更契約をしますと消費税は8%となってしまいます。追加契約だと本契約は5%のまま、追加分契約のみ消費税が8%となります。もちろん8%から10%に移行する時も同様となります。しかし増税前の今年の9月30日前に契約するのが有利といえるでしょう。

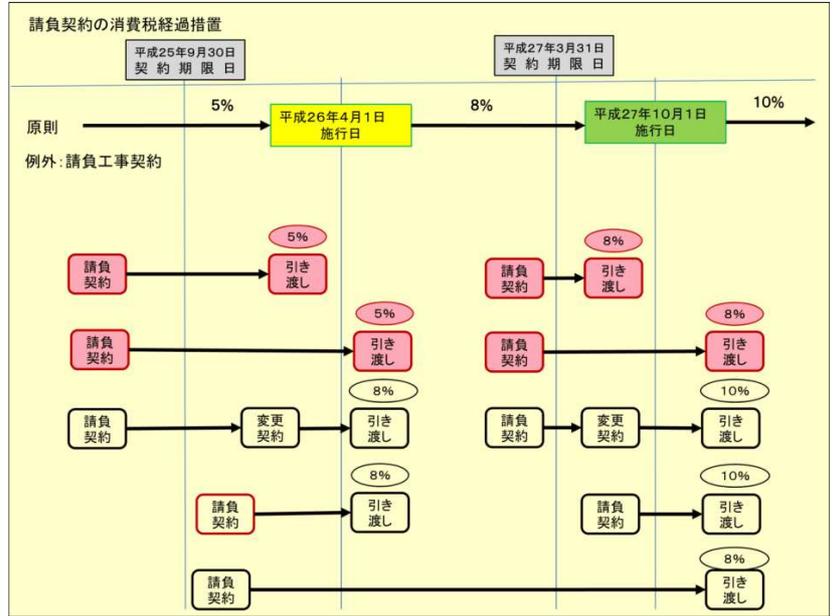


図 請負契約の消費税経過措置

技術情報① 屋根断熱 シャープCK工法

断熱屋根に太陽光発電システムを設置できるのはシャープCK工法だけ

北海道の屋根は金属屋根の場合、板金の下に断熱材が入っていることが多い。寒冷地では天井断熱をしても、小屋裏の通気が十分でない場合には小屋裏の温度が上昇し、板金の下に結露が生じる。本来なら、小屋裏の通気を十分に行い外気温により近づけることが建物の寿命を長くすることができる。

板金の下で結露すると、野地板、垂木などの部材が腐食するので、結露防止のために、板金の下に断熱材を入れることになる。

太陽光発電システムの設置にあたっては、基本的に断熱材入りの屋根に設置できない。したがって、他のメーカーは板金を外し、断熱材の間に木下地を入れるなどの方法で設置をしている。

また断熱材入りの屋根に直接設置すると、断熱材が圧密し太陽光の支持金物が下がって周りより低くなり、そこに雨水が溜まって、屋根あるいは支持金物の腐食が進んでいくことがある。

今まで、太陽光発電の設置ができなかった断熱材入りの屋根にシャープは独自の「CK工法」を開発し、無落雪屋根への施工を可能にした。

CK工法はこの断熱材入り屋根の弱点を補強するために、ビスの周りをエポキシ樹脂で固めて、断熱材に荷重がかからないようにした工法である。したがって、屋根への負担がなく、太陽光発電システム設置の影響がない。このCK工法では断熱材に荷重がかからないので、沈下することもなく部材に与える影響は少ない。

特に無落雪屋根工法では雪や風荷重の影響を大きく受けるので、この工法は非常に有効である。また無落雪屋根の施工においては、支持金物の設置ビスは垂木に止める工法となっているので、屋根材と与える荷重の影響は少ない。

また、このCK工法もシャープの10年、15年保証の対象となっている。

断熱材が入っている場合の処理

- 架台受金物の下地材として、断熱材と木下地とを置き換えて補強する

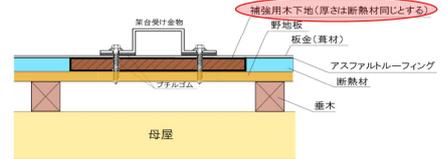


図 断熱材入りの屋根の従来工法

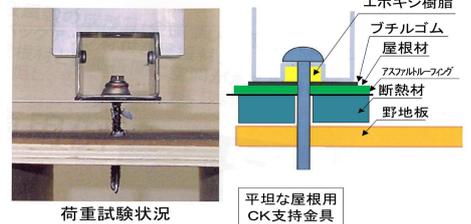


図 シャープCK工法

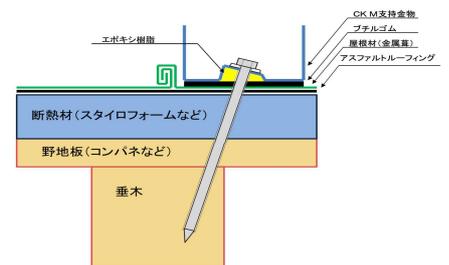


図 無落雪屋根でのCK工法